

令和4年度

狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況

杉並区

(1) 拡幅整備の取組

1) 区全域

項目	単位	年度			累計
		R2	R3	R4	H1～R4
拡幅整備件数 ^{※1}	件	592	576	549	18,472
測量件数 ^{※2}	件	510	755	730	18,976
拡幅整備延長 ^{※3}	m	7,859	7,009	6,671	256,612
拡幅整備工事費 ^{※4}	千円	912,367	868,899	894,957	17,789,994
測量費 ^{※5}	千円	155,087	143,372	152,544	3,640,397

※1 拡幅整備件数 …狭あい道路拡幅整備を行った件数

※2 測量件数 …狭あい道路拡幅整備に関して測量を行った件数

※3 拡幅整備延長 …狭あい道路拡幅整備が完了した建築基準法第42条第2項の道路の延長

※4 拡幅整備工事費 …狭あい道路拡幅整備工事に要した費用

※5 測量費 …狭あい道路拡幅整備に関する測量に要した費用

2) 折衝による拡幅

(上記区全域の内数)

項目	単位	年度			合計
		R2	R3	R4	H25～R4
折衝 ^{※6} 件数	件	243	483	111	3,474
拡幅整備件数	件	45	39	30	405
拡幅整備延長	m	594	542	507	6,106

※6 折衝…職員が区民へ戸別訪問・DM送付・ポスティング等の働きかけを行うこと

3) 拡幅整備の例

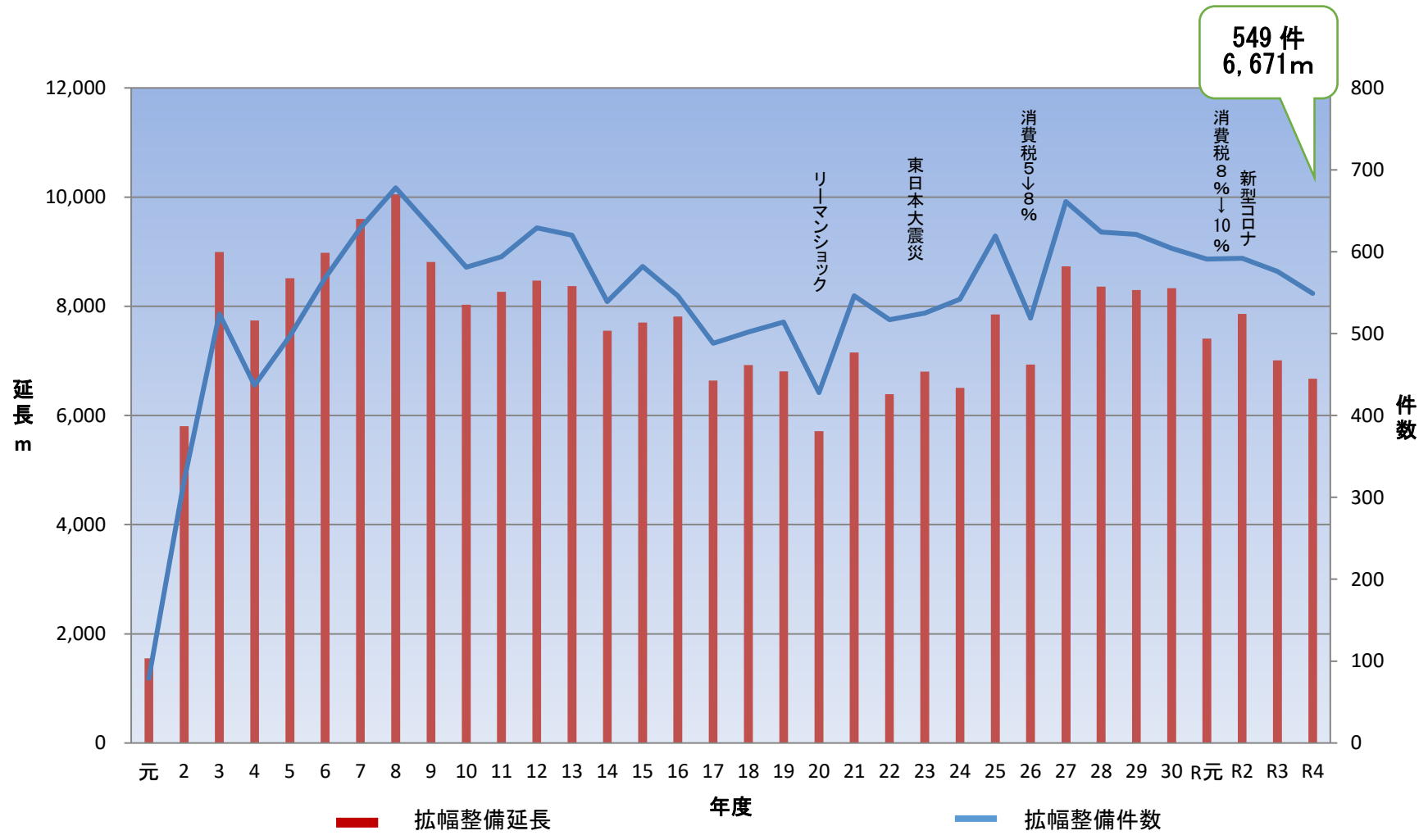
【施工前】

【施工後】

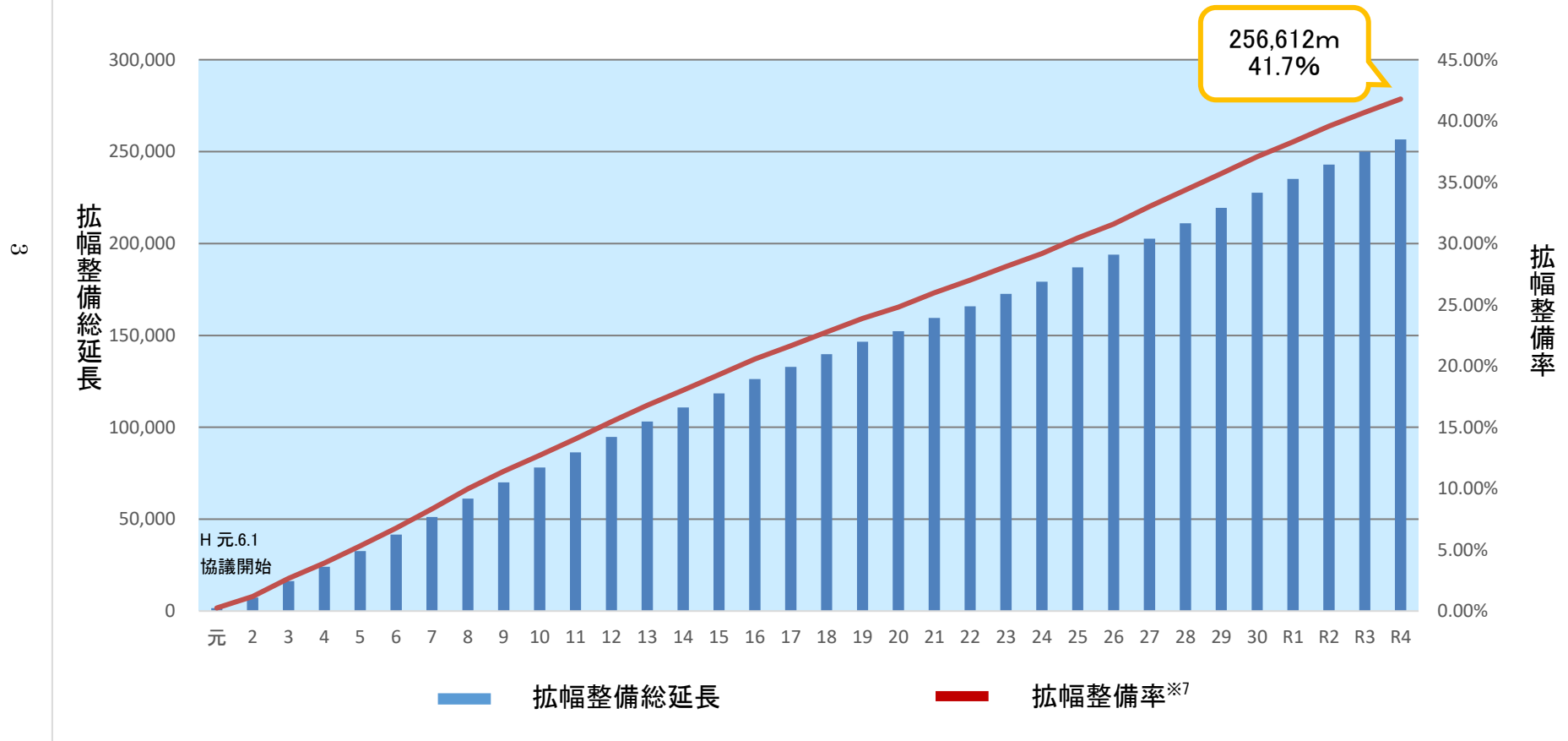


L形側溝が拡幅整備により後退している。

4) 拡幅整備延長と拡幅整備件数の推移(平成元年度～令和4年度)



5) 拡幅整備総延長と拡幅整備率の推移(平成元年度～令和4年度)



※7 拡幅整備率…拡幅整備総延長が狭あい道路の全延長に占める割合

$$\text{拡幅整備率} = \text{拡幅整備総延長} \div [\text{建築基準法第42条第2項道路総延長距離}(307\text{km}) \times 2(\text{両側})] \times 100$$

(2) 支障物件^{※1}の取組

1) 区全域

項目	H28.7月 ~H29	H30	R元	R2	R3	R4	合計
支障物件に該当する件数	57	22	17	14	8	8	126
是正件数	34	14	11	7	3	3	72

※1 支障物件…土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件(容易に移動させることができるもの及び建築基準法に規定されている建築物や擁壁を除く)をいう(平成29年1月1日施行)。

〔主な相談内容〕

- ・ 後退用地に自動販売機が置いてある。
- ・ 後退用地に花壇が作られている。
- ・ 後退用地に木が植えられている。
- ・ 後退用地に大きな植木鉢が置かれている。
- ・ 後退用地部分が駐車場として使用されている。

2) 支障物件撤去の例

【施工前】



【施工後】



支障物件である自動販売機が撤去され、狭あい道路の拡幅整備を行った。

(3) 電柱等移設^{※1}の取組

年 度	H24 調査 (60 cm以上突出)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	累計
依頼件数 ※2	118	258	244	212	176	136	156	178	153	144	155	1,930
完了件数 ※2	62	243	236	201	169	126	150	134	79	102	100	1,602
未了件数 ※2	56	15	8	11	7	10	6	44	74	42	55	328

※1 電柱等移設…狭あい道路の拡幅整備に伴い既存の電柱を移設し円滑な通行を確保する。

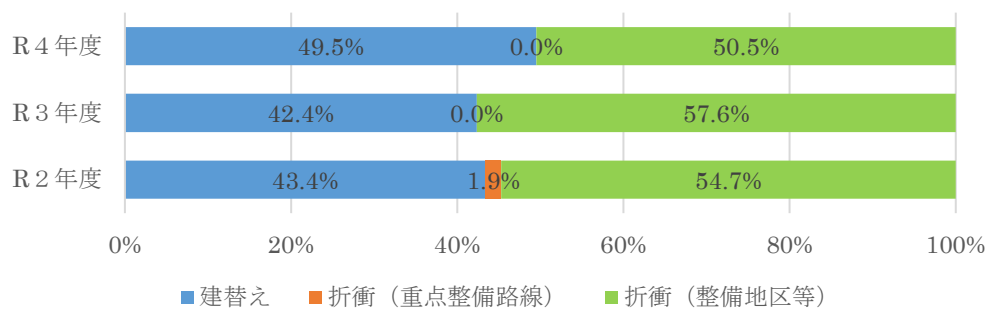
※2 件数は各年度における件数。完了・未了件数は当該年度以降実施したものも反映。

移設は電柱等管理者において実施。

(4) 助成制度の取組

年 度	R2	R3	R4
件数	613	490	509
助成金額〔千円〕	76,820	60,422	54,212

助成金額 支出割合



1) 助成金活用箇所例

【施工前】



【施工後】



助成制度を活用し後退用地内の塀を除却・築造を行い、拡幅整備を行った。

(5) 重点整備路線※1 の取組

※1 重点整備路線 …拡幅整備を行う必要性が高いと認められる路線：参考資料参照
(①～④平成 28 年 11 月指定、⑤～⑦令和 5 年 3 月指定)

1) 拡幅整備

【敷地件数に占める整備済件数等】

路線 番号	所在地	敷地 全体数※2 〔件〕	拡幅整備 済数※3 〔件〕	折衝 回数※4 〔回〕	未拡幅 整備数※5 〔件〕	拡幅 整備率※6 〔%〕	年度
①	阿佐谷南一丁目 27～43 番	35	19(4)	20	16	54.2	R 3
			19	0	16	54.2	R 4
②	阿佐谷南二丁目 16～17 番	13	2	0	11	15.3	R 3
			2	0	11	15.3	R 4
③	阿佐谷北五丁目 19～41 番	62	34	0	28	54.8	R 3
			34	1	28	54.8	R 4
④	久我山三丁目 5～20 番	51	26	31	25	50.9	R 3
			27(1)	0	24	52.9	R 4
⑤	阿佐谷北四丁目 1～28 番	60	—	—	—	—	R 3
			35	—	25	58.3	R 4
⑥	阿佐谷北四丁目 2～11 番	27	—	—	—	—	R 3
			13	—	14	48.1	R 4
⑦	阿佐谷南三丁目 10～47 番	104	—	—	—	—	R 3
			41	—	63	39.4	R 4
合 計	①～④	161	81(4)	51	80	50.3	R 3
			82(1)	1	79	50.9	R 4
	①～⑦	352	171(1)	1	181	48.5	R 4

※2 敷地全体数 …重点整備路線に接している敷地数

※3 拡幅整備済数 …拡幅整備を行った敷地数
()内は当該年度に拡幅整備を行った敷地数

※4 折衝回数 …職員が区民へ折衝（戸別訪問、DM 送付、ポスティング等）を行った回数

※5 未拡幅整備数 …(全体数) - (拡幅整備済数)

※6 拡幅整備率 …(拡幅整備済数) / (敷地全体数)

上段	R3. 4. 1～R4. 3. 31
下段	R4. 4. 1～R5. 3. 31

【路線延長に占める整備済延長等】

路線 番号	所在地	路線 全延長※7 〔m〕	拡幅整備済 延長※8 〔m〕	未拡幅 延長※9 〔m〕	拡幅 整備率※10 〔%〕	年度
①	阿佐谷南一丁目 27～43番	460.0	240.0(53.9)	220.0	52.1	R 3
			240.0	220.0	52.1	R 4
②	阿佐谷南二丁目 16～17番	104.0	17.8	86.2	17.1	R 3
			17.8	86.2	17.1	R 4
③	阿佐谷北五丁目 19～41番	870.0	466.8	403.2	53.6	R 3
			466.8	403.2	53.6	R 4
④	久我山三丁目 5～20番	800.0	311.0	489.0	38.8	R 3
			322.1(11.1)	477.9	40.2	R 4
⑤	阿佐谷北四丁目 1～28番	600.0	—	—	—	R 3
			314.0	286.0	52.3	R 4
⑥	阿佐谷北四丁目 2～11番	374.0	—	—	—	R 3
			180.3	193.7	48.2	R 4
⑦	阿佐谷南三丁目 10～47番	1,344.0	—	—	—	R 3
			456.3	887.7	33.9	R 4
合 計	①～④	2,234.0	1035.6(53.9)	1198.4	46.3	R 3
			1046.7(11.1)	1187.3	46.8	R 4
			①～⑦	4,552.0	1997.3(11.1)	2554.7

※7 路線全延長 …重点整備路線の両側延長 (=告示された延長×2<両側>)

※8 拡幅整備済延長 …拡幅整備を行った延長
()内は当該年度に拡幅整備を行った延長

※9 未拡幅延長 …(路線全延長) - (拡幅整備済延長)

※10 拡幅整備率 …(拡幅整備済延長) / (路線全延長)

上段	R3. 4. 1～R4. 3. 31
下段	R4. 4. 1～R5. 3. 31

2) 支障物件

路 線		路線①	路線②	路線③	路線④
物 件 数	R3	1	0	4	0
	R4	1	0	4	0

〔具体例〕 車止めポール、プランター、花壇、樹木

3) 助成金

年 度	R2	R3	R4
件数	4	0	0
助成金額〔円〕	1,443,000	0	0

〔R4 助成項目〕なし

(6) 普及啓発の取組

項目	R3	R4
広報	<ul style="list-style-type: none">・ 広報すぎなみ掲載 (1回)・ 区ホームページ (常時)	<ul style="list-style-type: none">・ 広報すぎなみ掲載 (1回)・ 区ホームページ (常時)
説明会		<ul style="list-style-type: none">・ 新たな重点整備路線 (2回)
その他	<ul style="list-style-type: none">・ イベント出展 (3回)	<ul style="list-style-type: none">・ イベント出展 (4回)

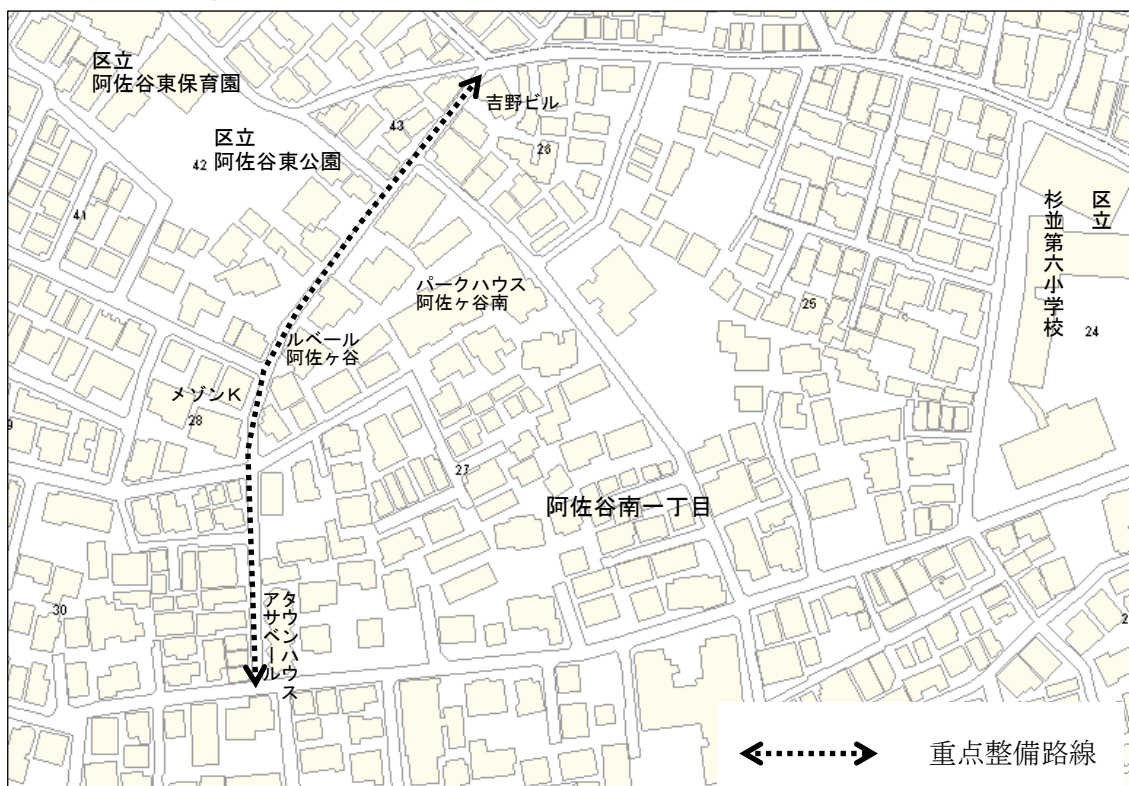
(7) 協議会運営

1) 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の実施状況

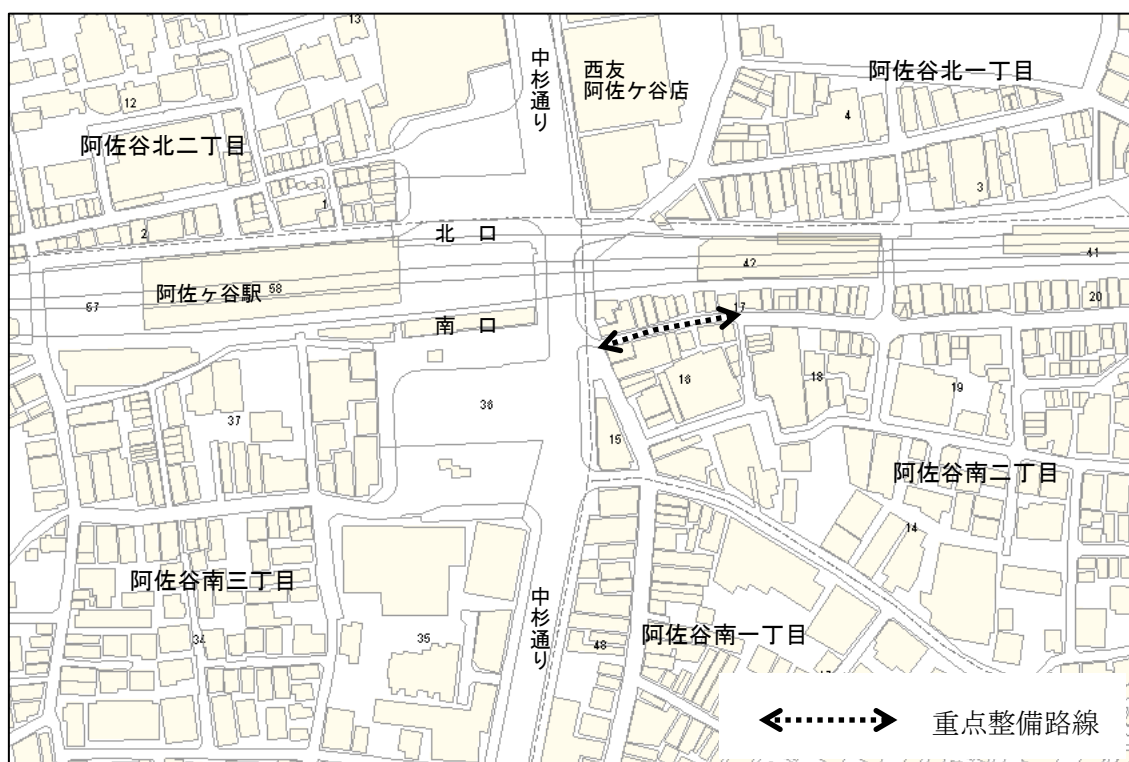
回数	開催日	主な内容	条例第13条による出席者
第1回	令和4年 6月14日	・協議会への諮問 ・狭あい道路拡幅整備事業について ・重点整備路線の指定に関する事項について	—
第2回	9月8日	・重点整備路線の指定に関する事項について ・現地視察	—
第3回	11月18日	・重点整備路線の指定に関する事項について	
第4回	令和5年 1月25日	・重点整備路線の指定に関する事項について ・答申案の検討及び意見のとりまとめ	
—	3月15日	答申	

参考資料：重点整備路線案内図

重点整備路線①：阿佐谷南一丁目 27～43 番



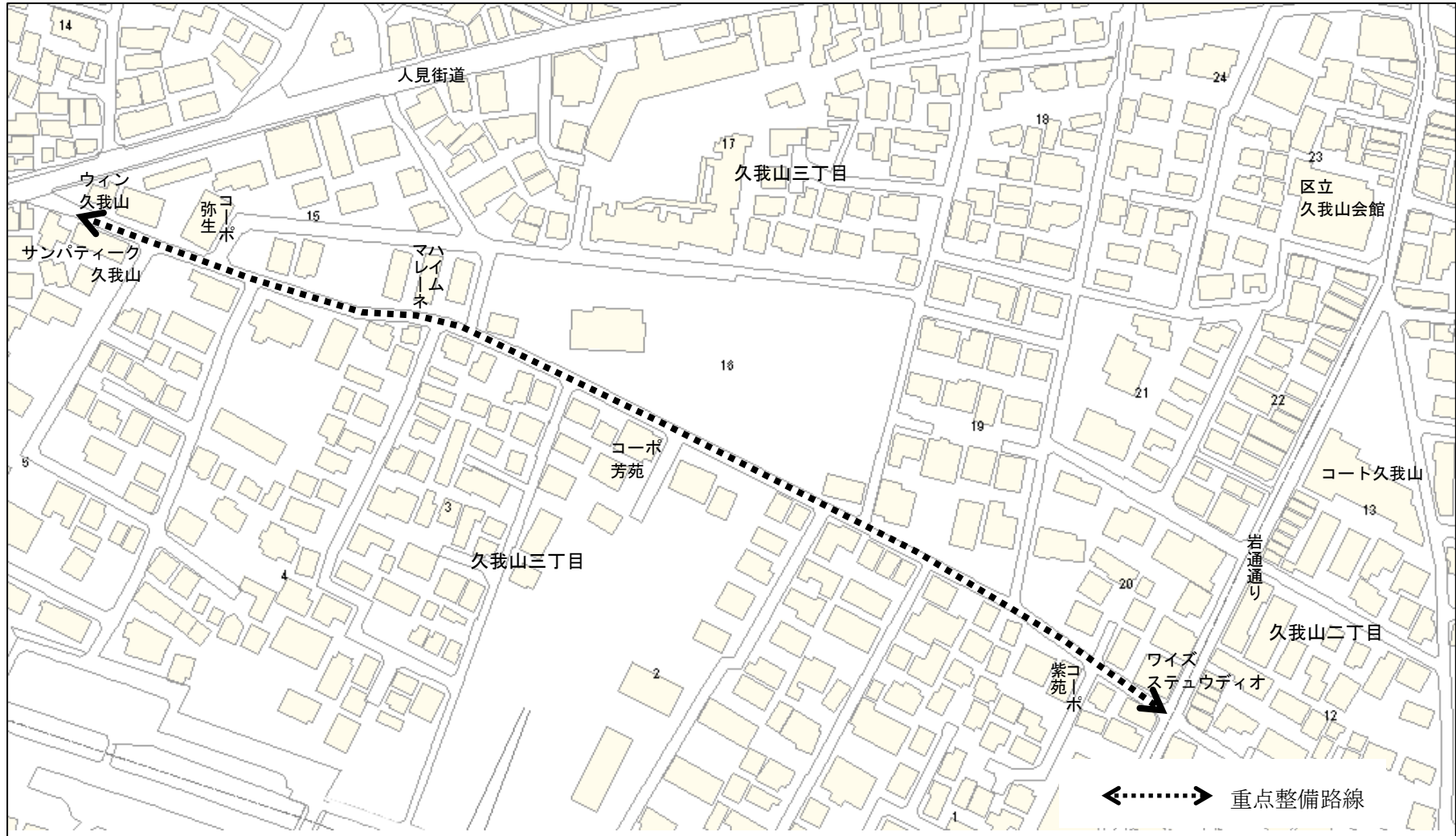
重点整備路線②：阿佐谷南二丁目 16～17 番



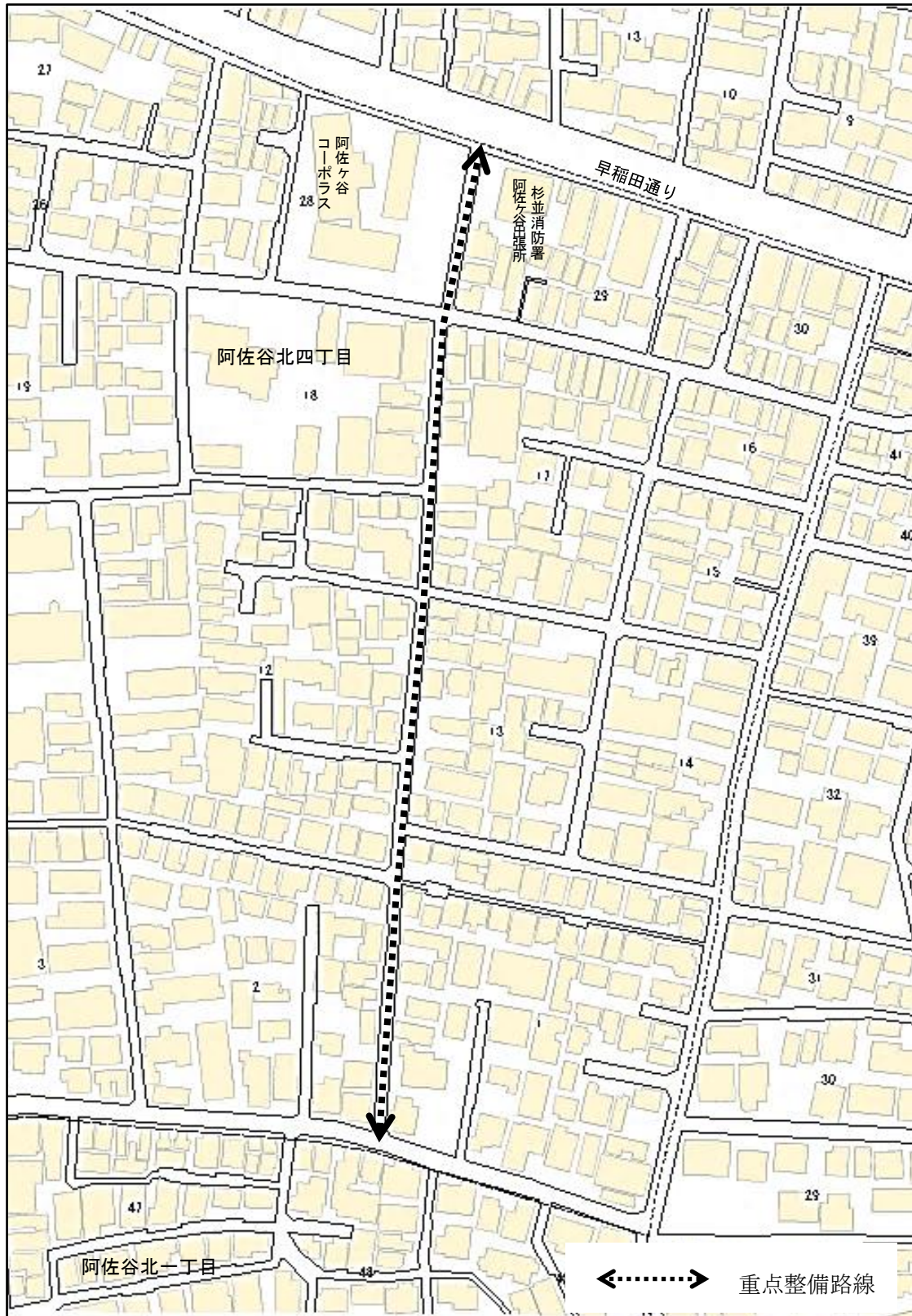
重点整備路線③：阿佐谷北五丁目 19～41 番



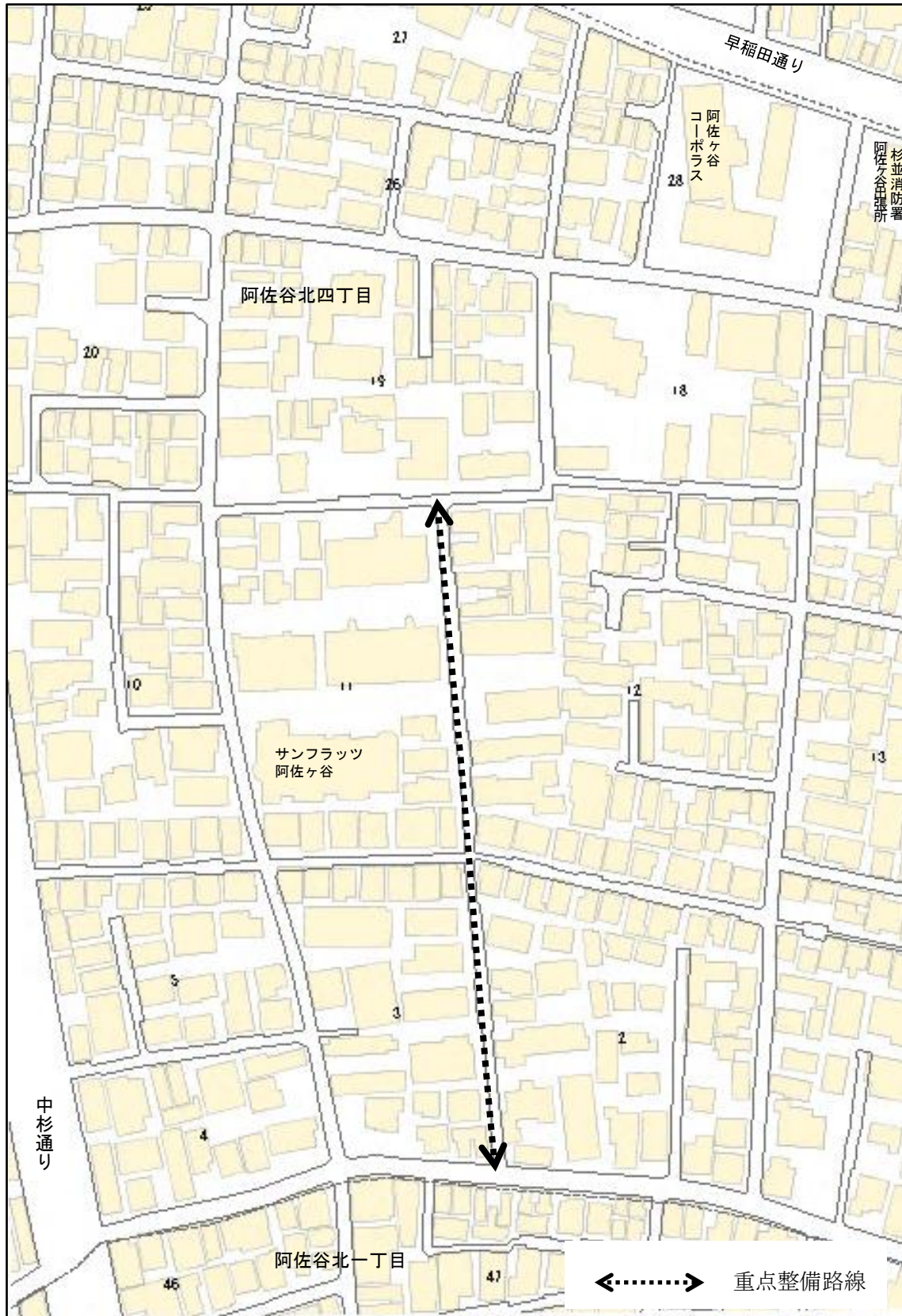
重点整備路線④：久我山三丁目 5～20 番



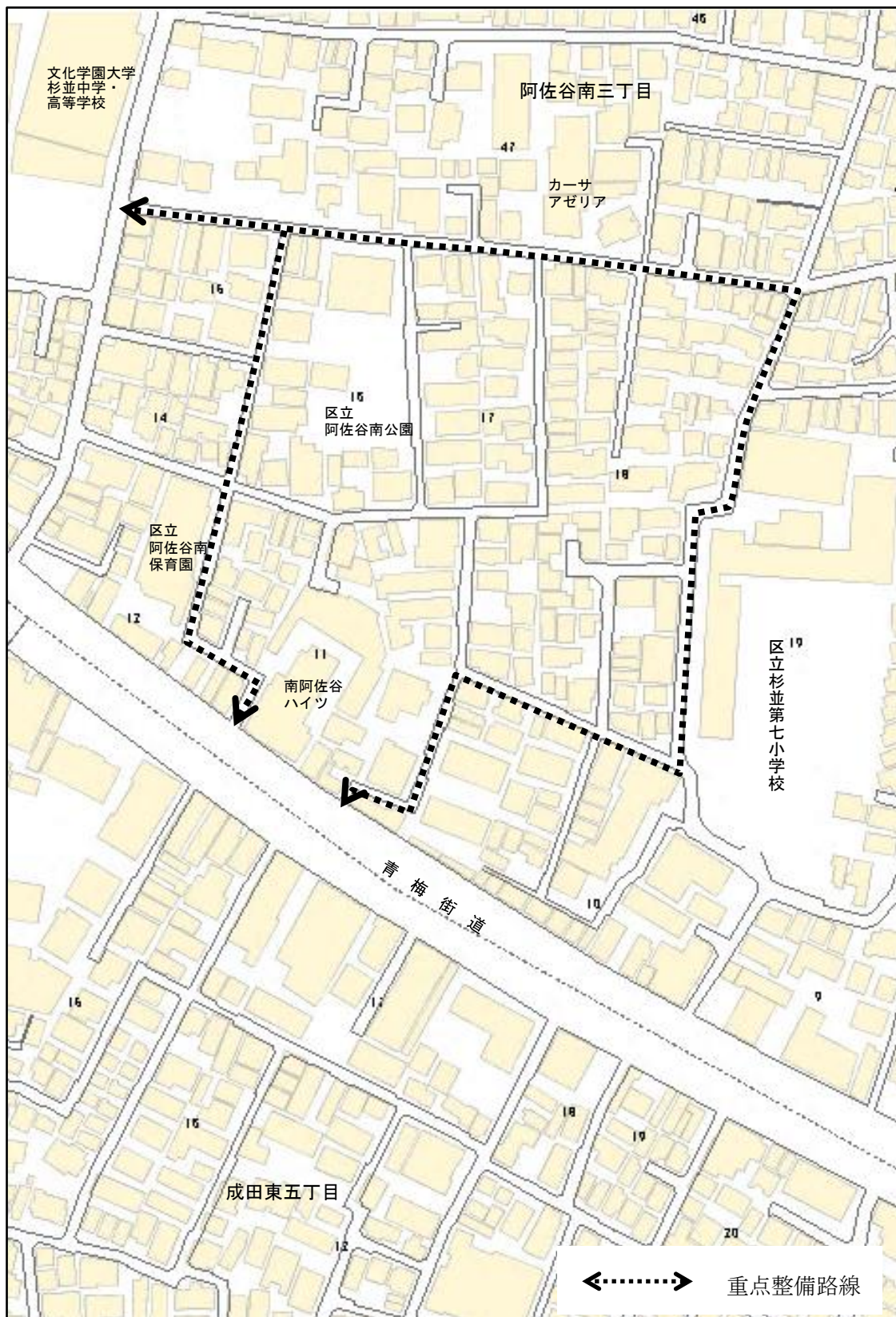
重点整備路線⑤：阿佐谷北四丁目 1～28 番



重点整備路線⑥：阿佐谷北四丁目 2～11番



重点整備路線⑦：阿佐谷南三丁目 10～47番



ただし、建築基準法第42条第2項の規定により指定された道に限る。